



分ス協第 336 号
令和4年3月25日

加盟競技団体会長 殿

公益財団法人分県スポーツ協会
会長 麻生 益直
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に関する今後の対応について (依頼)

標記のことについて、令和4年3月24日付けで、県教育委員会から部活動に係る通知が別添1(写)のとおり発出され、県内の他校との交流が認められたことに伴い、県教育庁体育保健課長から別添2(写)のとおり通知がありました。

この通知を踏まえ、令和4年1月20日付け、分ス協第277号で依頼した内容を一部変更し、各競技団体並びに各団体加盟(登録)チームの活動について、県内の他チームとの交流を認めることといたします。

また、依然として部活動やスポーツ大会等での感染事例が絶えないことから、各競技団体並びに各団体加盟(登録)チームにおいては、別添3の「感染拡大や大規模検査につながった具体的事例について(令和4年2月17日更新)」を参照の上、適切な対応をとるとともに、下記の事項を再度周知徹底していただきますようお願いいたします。

記

- 1 大会等開催時は、各競技の感染症ガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底すること。
 - ・県内における他チームとの交流が認められたことに伴い、支部単位等での大会や交流も可能となるが、規模の大小を問わず、感染防止対策を徹底すること。
 - ※感染防止対策が徹底できないと判断される場合は、延期や中止等も検討すること。
- 2 県外との交流は行わないこと。
 - ・但し、学校体育団体・競技団体主催の大会への参加は認めるが、当該大会の感染症ガイドライン及び注意事項を遵守すること。
- 3 合宿(宿泊を伴う活動)は行わないこと。
- 4 身体活動中は中央競技団体等が示しているガイドラインを遵守するとともに、身体活動中以外の場面では、必ず「不織布マスク」を着用し、「1mを目安とした身体的距離の確保」を徹底すること。

公益財団法人分県スポーツ協会
担当 渡 邊
TEL 097-504-0888

写

各県立学校長 殿

体育保健課長
文化課長

新型コロナウイルス感染症に伴う部活動について (第16報)

標記の件については令和4年2月17日付け、教委体第3029号及び教委文3506号で通知しているところですが、3月25日から春期休業を迎えるにあたり、現在の感染状況、オミクロン株の特性、校内感染拡大のリスク等を総合的に勘案し、県内の他校との交流は認めるものとします。

なお、県外の他校との交流、及び県内外での合宿等泊を伴う活動は行わないこととするとともに、令和4年度入学予定者の扱いについては、令和4年3月4日付け、教委体第3216号の通知から変更がないことを申し添えます。

また、依然として部活動関係の感染事例が絶えないことから別紙(参考資料)を参照の上、特に下記の事項について徹底するよう指導願います。

記

- 1 身体活動中は中央競技団体等が示しているガイドラインを遵守するとともに、身体活動中以外の場面では、必ず「不織布マスク」を着用し、「1mを目安とした身体的距離の確保」を徹底すること。

一 身体活動以外の場面(例) 一

- (1) 更衣中 (2) 休憩中 (3) 食事中 (4) 帰宅中 (5) 準備や片付けの場面
(食事は対面を避け、不必要な会話は行わないこと。また、それ以外は、不織布マスクを着用すること。)
- (6) 控えベンチ内や補助員として活動する場面 (7) ミーティング等や生徒が集合する場面

- 2 活動後は直ちに下校し速やかに帰宅すること。また、部室等での複数名での飲食はしないこと。

- 3 大会参加については、各団体の感染症ガイドライン、及び注意事項を遵守するとともに、陽性者等が出た場合は大会主催者へ速やかに報告すること。

※文化部についても同様の扱いとする。

《 本件問い合わせ先 》

○運動部活動について

○文化部活動について

体育保健課 担当：吉野

文化課 担当：多嶋田

TEL097-506-5639

TEL097-506-5493

別添 2



教委体第3425号

令和4年3月25日

公益財団法人大分県スポーツ協会

会長 麻生 益直 殿

大分県スポーツ少年団

本部長 牧 和志 殿

大分県教育庁体育保健課

課長 加藤 寛章



新型コロナウイルス感染症に関する今後の対応について（通知）

標記のことについて、部活動に係る通知を別添（写）のとおり発出いたしました。

つきましては、別添（写）の内容を貴協会加盟競技団体及び各市町村スポーツ少年団本部へ周知するとともに、引き続き、感染防止対策を徹底するようご指導をお願いします。

なお、事業実施に当たっては、別紙（参考資料）を参照の上、特に下記の事項について徹底するようご指導願います。

記

- 1 身体活動中は中央競技団体等が示しているガイドラインを遵守するとともに、身体活動中以外の場面では、必ず「不織布マスク」を着用し、「1mを目安とした身体的距離の確保」を徹底すること。

— 身体活動以外の場面（例） —

- (1) 更衣中 (2) 休憩中 (3) 食事中 (4) 帰宅中 (5) 準備や片付けの場面
(食事は対面を避け、不必要な会話は行わないこと。また、それ以外は、不織布マスクを着用すること。)
- (6) 控えベンチ内や補助員として活動する場面 (7) ミーティング等や生徒が集まる場面

- 2 活動後は速やかに帰宅すること。また、更衣室等での複数名での飲食はしないこと。

《 本件問い合わせ先 》

○県教育庁体育保健課

担当：伊藤、宮成

TEL 097-506-5641

【参考資料】

感染拡大や大規模検査につながった具体的事例について(令和4年2月17日更新)

◇いわゆる「第6波」において、県内の学校教育の場面で実際に発生した主な事例についてまとめました。各学校等で、感染拡大防止の取組の参考としてください。

	概要	望ましい対応
事例1	屋内での部活動において、マスクなしで発声を伴う活動を行った。	可能な場面では不織布マスク着用を徹底。マスク着用時においても、近距離での発声はリスクの高い活動と認識し、感染状況や衛生管理マニュアルの行動基準を踏まえて実施の適否を検討する。
事例2	発熱等の症状があるにもかかわらず、病院受診や学校に正しく報告せずに、登校した(部活動の大会に参加した、試験に参加した)。	体調に異変があるときは学校・部活動等を休むことを徹底、早期の受診。 大会参加時の健康観察を徹底し、体調に異変があるときは顧問に申告するよう指導を徹底。異変が認められた場合は欠場し、医療機関を受診する。
事例3	屋内において激しい呼吸を伴う運動を行った(マスクなし)。	運動時は身体へのリスクを考慮してマスクの着用は必要ないが、感染状況によっては、可能な限り屋外で実施することや、屋内で実施する場合は特に呼吸が激しくなるような運動を避ける等を検討する。
事例4	授業中にマスクを外して指導を行った。	不織布マスク着用の徹底。
事例5	PCR検査を受検していることを学校に報告せず登校、その後陽性が判明。	濃厚接触者となった場合やPCR検査の受検及び結果について学校への報告を徹底。
事例6	陽性になったことを学校に報告せず、在籍する学級の他の生徒は通常どおり登校した。	濃厚接触者となった場合やPCR検査の受検及び結果について学校への報告を徹底。
事例7	感染が拡大している地域・時期において、友人同士で大人数の会食、宿泊を行った。	「県民のみなさまへの要請」や各種通知を参照し、学校外においても1人ひとりが自覚ある適切な行動をとること。
事例8	部室等の換気が悪い場所において長時間マスクなしで会話、食事。	不織布マスク着用の徹底。部活動前後での集団での飲食など部活動に付随する場面でも対策を徹底し、部活動終了後は速やかに帰宅する。
事例9	部活動の帰りに複数人で飲食。	会食は「県民のみなさまへの要請」を踏まえて適切な行動をとること。部活動前後での集団での飲食など部活動に付随する場面でも対策を徹底し、部活動終了後は速やかに帰宅する。
事例10	日常的に、マスクなしで友人と長時間の会話	不織布マスク着用の徹底。